

令和4年土佐清水市第2回定例会9月第2回会議会議録

第1日（令和4年9月26日 月曜日）

~~~~・~~~~・~~~~

議事日程

日程第1 議席の一部変更の件

日程第2 審査期間の決定

日程第3 会議録署名議員の指名

日程第4 報告第9号 専決処分した事件の報告について（半島振興対策実施地域における固定資産税の不均一課税に関する条例の一部を改正する条例の制定について）

報告第10号 専決処分した事件の報告について（土佐清水市過疎地域における固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例の制定について）

報告第11号 専決処分した事件の報告について（和解及び損害賠償額の決定について）

議案第47号 令和4年度土佐清水市一般会計補正予算（第5号）について

議案第48号 令和4年度土佐清水市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）について

議案第49号 令和4年度土佐清水市介護保険特別会計補正予算（第1号）について

議案第50号 令和4年度土佐清水市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について

議案第51号 令和4年度土佐清水市再生可能エネルギー事業特別会計補正予算（第1号）について

議案第52号 令和4年度土佐清水市特別養護老人ホームしおさい特別会計補正予算（第1号）について

議案第53号 令和3年度土佐清水市一般会計歳入歳出決算の認定について

議案第54号 令和3年度土佐清水市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について

議案第55号 令和3年度土佐清水市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について

議案第56号 令和3年度土佐清水市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認

定について

議案第57号 令和3年度土佐清水市再生可能エネルギー事業特別会計歳入歳出  
決算の認定について

議案第58号 令和3年度土佐清水市特別養護老人ホームしおさい特別会計歳入  
歳出決算の認定について

議案第59号 令和3年度土佐清水市水道事業会計歳入歳出決算の認定について

議案第60号 土佐清水市職員特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例  
の制定について

議案第61号 土佐清水市職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例の  
制定について

議案第62号 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定につ  
いて

議案第63号 一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例  
の制定について

議案第64号 地方公務員法の一部改正に伴う関係条例の整備に関する条例の制  
定について

議案第65号 工事請負契約の締結について

日程第5 陳情の付託について

~~~~・~~~~・~~~~

本日の会議に付した事件

日程第1から日程第5まで

~~~~・~~~~・~~~~

議員定数 12人

現在員数 12人

~~~~・~~~~・~~~~

出席議員 12人

| | | | |
|-----|-------|-----|-------|
| 1番 | 新谷英生君 | 2番 | 形岡弘士君 |
| 3番 | 弘田条君 | 4番 | 武政健三君 |
| 5番 | 山崎誠一君 | 6番 | 吉村政朗君 |
| 7番 | 作田喜秋君 | 8番 | 岡本詠君 |
| 9番 | 細川博史君 | 10番 | 前田晃君 |
| 11番 | 浅尾公厚君 | 12番 | 永野裕夫君 |

~~~~~・~~~~~・~~~~~

欠席議員

なし

~~~~~・~~~~~・~~~~~

事務局職員出席者

| | | | |
|--------|---------|------|---------|
| 議会事務局長 | 早川 聡 君 | 局長補佐 | 中嶋 由美 君 |
| 議事係長 | 山本 卓己 君 | 主 幹 | 弘田 孝欣 君 |
| 主 事 | 岡田 大知 君 | | |

~~~~~・~~~~~・~~~~~

出席要求による出席者

|                |         |                        |         |
|----------------|---------|------------------------|---------|
| 市 長            | 泥谷 光信 君 | 副 市 長                  | 磯脇 堂三 君 |
| 会計管理者兼<br>会計課長 | 井上 美樹 君 | 税務課長兼<br>固定資産評価員       | 谷崎 清 君  |
| 企画財政課長         | 横山 英幸 君 | 総務課長（併）<br>選挙管理委員会事務局長 | 窪内 研介 君 |
| 危機管理課長         | 吉永 敏之 君 | 消 防 長                  | 味元 博文 君 |
| 健康推進課長         | 山下 育 君  | 市 民 課 長                | 岡田 旭生 君 |
| 観光商工課長         | 二宮 眞弓 君 | 農林水産課長兼<br>農業委員会事務局長   | 和泉 政彦 君 |
| 教 育 長          | 岡崎 哲也 君 |                        |         |

~~~~~・~~~~~・~~~~~

午前10時00分 開 議

○議長（細川博史君） 皆さん、おはようございます。定刻でございます。

ただいまから、令和4年土佐清水市議会第2回定例会9月第2回会議を開きます。

直ちに本日の会議を開きます。

日程第1、「議席の一部の変更の件」を議題といたします。

お諮りいたします。

会議規則第4条第3項の規定により、お手元に配付の議席表のとおり、議席の一部を変更することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（細川博史君） 御異議なしと認めます。

よって、お手元に配付の議席表のとおり、議席の一部を変更することに決しました。

日程第2、「審議期間の決定」を議題といたします。

9月第2回会議の審議期間につきましては、議会運営委員会で御審議を願っておりますので、この際、議会運営委員会委員長の報告を求めます。

議会運営委員会委員長、弘田条君。

(議会運営委員会委員長 弘田 条君登壇)

○議会運営委員会委員長(弘田 条君) おはようございます。

ただいま議題となっております9月第2回会議の審議期間については、9月20日開催の議会運営委員会におきまして、議案等を勘案しながら慎重に審議を重ねた結果、本日から10月17日までの22日間と決定いたしました。

審議期間中の日程として、本日は、審議期間の決定、議案上程の後、市長の提案理由説明及び所管課長等による内容説明を行います。

また、10月3日は議案に対する質疑及び一般質問、翌4日及び5日は、一般質問を行います。

6日、11日及び12日は予算決算常任委員会を、7日は総務文教常任委員会及び産業厚生常任委員会を開催。

最終日、10月17日に本会議を開催し、各委員長の報告後、質疑及び討論並びに採決を行い、全日程を終了したいと思います。

以上、報告いたします。

○議長(細川博史君) お諮りいたします。

9月第2回会議の審議期間は、議会運営委員会委員長の報告のとおり、本日から10月17日までの22日間といたしたいと思います。

これに御異議の方はございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(細川博史君) 御異議なしと認めます。

よって、9月第2回会議の審議期間は、本日から10月17日までの22日間と決しました。

日程第3、「会議録署名議員の指名」を行います。

会議録署名議員は、会議規則第88条の規定により、3番弘田条君、4番武政健三君を指名いたします。

この際、議会事務局長に諸般の報告をさせます。

議会事務局長。

(議会事務局長 早川 聡君登壇)

○議会事務局長（早川 聡君） おはようございます。

6月会議散会以降の諸般の報告を申し上げます。

まず初めに、各委員会の活動状況について御報告いたします。

総務文教常任委員会は1回開催いたしました。

産業厚生常任委員会は3回開催し、7月7日には土佐清水市共同加工施設へ行政視察等を行いました。

議会運営委員会は4回開催し、6月29日には議会タブレットについて協議を、9月20日には9月第2回会議の日程等について協議を行いました。

また、議会だより編集委員会を2回開催し、8月1日に議会だより第122号を発行いたしました。

また、全員協議会は1回開催し、6月29日には議会タブレットについて協議を行いました。

次に、その他の主な件について、日を追って申し上げます。

7月10日、竜串桜浜海水浴場海開きが開催され、議長が出席。

7月12日、高知市議会副議長が就任挨拶のため来局。

7月14日、令和4年定例会7月会議が、また8月2日、令和4年定例会8月会議が開催されましたことは御承知のとおりであります。

7月19日、国道321号改良促進期成同盟会総会が本市で開催され、議長及び産業厚生常任委員会正副委員長が出席。

7月26日、全国市議会議長会第162回地方行政委員会が、東京都で開催され、議長が出席。

8月4日、ジョン万次郎NHK大河ドラマ化実現実行委員会が、庁内で開催され、議長が出席。

8月31日、土佐くろしお鉄道中村・宿毛線運営協議会定期総会が四万十市で開催され、議長及び総務文教常任委員会委員長が出席。

9月7日、会派代表者会及び新任議員会議を開催。

9月14日、令和4年第2回定例会9月会議が開催されましたことは御承知のとおりであります。

次に、報告書等の提出についてであります。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条第1項に基づく、「教育委員会の点検・評価報告書」が8月10日に、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項等に基づく、「健全化判断比率等報告書」が8月17日に、地方自治法第243条の3第2項に基づく、「土佐清水食品株式会社の令和3年度決算報告書（第7期）並びに令和4年度事業方針及

び予算（第8期）」が8月19日に、それぞれ議長に提出されましたので、本日、皆様に配付いたしました。

次に、令和3年度決算に関する意見書等の提出についてであります。

「令和3年度土佐清水市水道事業会計決算審査意見書、土佐清水市一般会計・特別会計決算及び基金運用状況審査意見書」等が提出されておりますので、皆様に配付いたしております。

次に、提出議案について申し上げます。

9月第2回会議に提出されております案件は、報告第9号「専決処分した事件の報告について（半島振興対策実施地域における固定資産税の不均一課税に関する条例の一部を改正する条例の制定について）」から報告第11号「専決処分した事件の報告について（和解及び損害賠償額の決定について）」までの報告3件及び議案第47号「令和4年度土佐清水市一般会計補正予算（第5号）について」から議案第65号「工事請負契約の締結について」までの議案19件の計22件であります。

これらの案件名につきましては、議案つづりのとおりでありますので、省略させていただきます。

以上で諸般の報告を終わります。

○議長（細川博史君） 諸般の報告は終わりました。

日程第4、市長提出、報告第9号「専決処分した事件の報告について（半島振興対策実施地域における固定資産税の不均一課税に関する条例の一部を改正する条例の制定について）」から報告第11号「専決処分した事件の報告について（和解及び損害賠償額の決定について）」までの報告3件及び議案第47号「令和4年度土佐清水市一般会計補正予算（第5号）について」から議案第65号「工事請負契約の締結について」までの議案19件、計22件を一括議題といたします。

この際、提出者に提案理由の説明を求めます。

なお、市長よりマスクを外しての説明を希望したいとのことですので、これを許可いたします。

市長。

（市長 泥谷光信君登壇）

○市長（泥谷光信君） おはようございます。本日ここに、令和4年土佐清水市議会第2回定例会9月第2回会議の開催に当たり、市政の課題等につきまして、所信の一端を申し述べますとともに、令和4年度土佐清水市一般会計補正予算（第5号）をはじめとする提出議案等について御説明申し上げ、議員の皆様及び市民の皆様に御理解と御協力をお願い申し上げます。

まず、このたびの台風14号は、気象庁が「過去に経験のないような危険な台風」とした上

で、大型で猛烈な勢力へ急速に発達していく台風の予想進路となる各地域に対して、高波や暴風雨、土砂災害等への厳重警戒を呼びかけるとともに、宮崎、鹿児島両県に特別警報を発令、四国にも「線状降水帯発生予報」を発表し、対策を行ってまいりましたが、記録的な暴風雨により、九州地方を中心に被害をもたらすこととなりました。

本市におきましては、18日午前8時11分の気象庁による大雨警報の発令を受け、9時30分に災害対策本部を設置、10時30分には、防災気象情報に基づく5段階ある警戒レベルのうち、高齢者等への避難発令となる「警戒レベル3」を発令するとともに、中央公民館をはじめとする市民センター3か所に避難所を開設、午後1時には、職員体制を第1配備に移行し、19日午後3時の災害対策本部の解散及び午後5時54分の危機管理課体制の解除に至るまで、市内全域の警戒に当たってまいりました。

この間、中央公民館及び市民センターへ11世帯12名の方が避難し、人的被害はなかったものの、国道321号及び県道宿毛宗呂下川口線への倒木による通行止めや市内各地域における停電、強風による家屋等への被害などが報告され、関係機関との連携・協力により、早期の復旧に努めてまいりました。

改めて、このたびの台風14号でお亡くなりになられました方々に心からお悔やみを申し上げますとともに、被災されました皆様にお見舞い申し上げ、一日も早い復旧・復興を願っております。

次に、8月28日執行の土佐清水市議会議員選挙に関連し、市として「危機管理上等、緊急を要する状況等のやむを得ない場合に限り利用できること」を条件に交付した事務分掌表が、選挙活動に利用された件につきまして、関係する方々に対し、多大な御迷惑と御心配をおかけしましたことを心からおわび申し上げます。

このことにつきましては、一部新聞等による報道もございましたが、市としましては、「個人情報不正利用」であるとして、永野裕夫議員に対し、9月1日付で抗議文書を発送するとともに、事務分掌表を元にSMS（ショートメッセージサービス）が送信された職員に対し、この間の経過及びお詫びにかかる文書を送付させていただきました。

これらを受け、永野裕夫議員から9月12日付で市長宛て「謝罪文」が提出され、また、9月16日付で「確約書」が提出されたところであります。

今後、市としましては、事務分掌表の在り方について見直しを行うとともに、再発防止策を徹底し、信頼回復に努めてまいります。

続きまして、全国的に新規感染者数が落ち着きつつある新型コロナウイルス感染症についてであります。

流行「第7波」により、国内の新規感染者数が連日20万人を超え、高知県においても

2,000人を超える記録的な感染者数の中、8月16日には高知県における「BA.5対策強化宣言」が発出され、「感染症対応の目安」におけるステージも最も高い「特別対策（紫）」として取組を強化してまいりましたが、感染者数の減少を受け、9月16日に「BA.5対策強化宣言」が終了し、対応ステージも一段下の「特別警戒（赤）」に引き下げとなりました。

このような状況の中、9月20日から国内でオミクロン株対応のワクチン接種が開始されました。その対象者は、2回目のワクチン接種を完了した12歳以上の方で、最終の接種から5か月以上経過した全ての方々とされており、国は、年末年始に感染が流行していることを踏まえ、接種間隔の短縮についても検討されております。

本市におきましては、10月から市内の医療機関で個別接種を開始することとし、まずは、現在4回目接種の対象者のうち、未接種の方から優先的に実施することから、接種対象の方々に順次案内文書を発送してまいります。

なお、今回オミクロン株対応のワクチン接種対象者へは、接種の時期や年齢を踏まえ、順次接種券を発送することとしております。

引き続き、市内の医療機関の御支援、御協力をいただきながら、接種を希望される皆様に円滑かつ速やかに実施できますよう取り組んでまいります。

次に、御寄附等の報告をいたします。

土佐清水ライオンズクラブ様から、今年も市内の赤ちゃんが誕生した御家庭に対し、「土佐清水に生まれてくれてありがとう」の気持ちを込めて、オーガニックコットンのバスタオル30枚を寄贈していただきました。所管課を通じて各家庭へお渡しいたします。

また、本市出身で東京都在住の中内義隆様から、昨年の四国遍路に関する版画などの貴重な歴史的資料の寄贈に続き、文化財の保護活動等を目的として、100万円の御寄附を頂きました。

ジョン万次郎の関係では、東京都に本社を置く日本ビール株式会社代表取締役社長である内田茂様より、中濱万次郎を顕彰する活動を目的として、300万円の御寄附を頂きました。

それぞれ目的に沿って活用させていただきますので、この場をお借りして、厚く御礼申し上げます。

続きまして、地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づく健全化判断比率及び資金不足比率について報告させていただきます。

令和3年度決算に基づく健全化判断比率のうち、実質赤字比率及び連結実質赤字比率につきましては、例年どおり赤字ではないため、数値は出ておりません。

また、実質公債費比率は、昨年度から1.1ポイント改善し、17.4%で、早期健全化基準の25%を下回り、平成28年度の17.9%以来、5年振りに18%を下回ることになりま

す。

将来負担比率につきましては、昨年度から20.8ポイント改善し、80.1%で、早期健全化基準の350%を下回っております。

次に、公営企業の資金不足比率につきましては、水道事業会計、再生可能エネルギー事業特別会計のいずれも資金不足が生じていないため、数値は出ておりません。

引き続き、中長期的な視点で効率的な財政運営に努めてまいりますので、皆様の御理解、御協力を賜りますようお願い申し上げます。

それでは、御提案いたしました各案件につきまして、概要を御説明申し上げます。

報告第9号は、半島振興対策実施地域における固定資産税の不均一課税に関する条例の一部を改正する条例の制定について、令和4年8月31日付で専決処分した報告であります。

報告第10号は、土佐清水市過疎地域における固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例の制定について、令和4年8月31日付で専決処分した報告であります。

報告第11号は、益野部消防団による訓練終了後に、使用したホースをホース乾燥塔に干していたところ、6月24日の強風にあおられたホースが、近くに駐車していた車両に当たり損傷を与えた事故にかかる和解及び損害賠償額の決定につきまして、8月2日付で専決処分した事件の報告であります。

議案第47号から議案第52号までは、令和4年度予算にかかる補正予算案であります。

議案第47号「令和4年度一般会計補正予算（第5号）」は、新型コロナウイルス感染症対策事業として、オミクロン株対応のワクチン接種のために必要な体制を整備する経費に2,964万9,000円、感染症拡大の影響が長期に及び、経営が悪化している土佐くろしお鉄道中村・宿毛線の安定的な運行維持のための経費として513万2,000円、森林環境譲与税を活用した「めぐみの森づくり推進事業」及び「森林を守る担い手育成事業」として499万1,000円、高知県出身の植物学者である牧野富太郎博士を主人公にした令和5年度前期放送のNHK連続テレビ小説「らんまん」の放送に合わせた観光客誘客促進事業の一環として、足摺半島の花と食を楽しむツアー造成事業に176万7,000円、関連した取組としてジオツーリズムのためにジオパーク推進協議会への補助金273万6,000円、市民から要望のある足摺テルメの日帰り温泉再開に向けた改修工事等に2,726万8,000円、重度の聴覚障害者で防災行政無線戸別受信機文字表示装置を設置している対象者に光と振動で知らせるシルウォッチシステム配布事業として97万1,000円を計上しております。

また、全国的な資材高騰による工事費の増額補正として、ぐるっと竜串ウエストパーク整備事業に1,368万9,000円、津呂地区消防屯所移転建設事業に802万7,000円をそれぞれ計上しております。

このほか、昨年夏の人事院勧告に係る給与法改正案が、昨年冬の一時金支給基準日である12月1日までに成立できなかったことに伴い、本年夏の一時金による減額調整を行ったことや、4月の人事異動等に伴う人件費の減額補正として9,169万8,000円、財政調整基金積立金1億6,000万円など、歳入歳出それぞれ合計で2億602万5,000円を補正計上し、一般会計予算総額は、101億1,039万7,000円となります。

特別会計では、5会計につきまして、補正予算案を計上させていただきました。

議案第50号「令和4年度土佐清水市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）」、議案第51号「令和4年度土佐清水市再生可能エネルギー事業特別会計補正予算（第1号）」及び議案第52号「令和4年度土佐清水市特別養護老人ホームしおさい特別会計補正予算（第1号）」については、昨年の人事院勧告に係る減額調整及び人事異動に伴う人件費を計上しております。

議案第48号「令和4年度土佐清水市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）」は、人件費及びシステム改修に係る経費を計上し、議案第49号「令和4年度土佐清水市介護保険特別会計補正予算（第1号）」については、人件費及び令和3年度事業費確定に伴う返還金を計上しております。

議案第53号から議案第59号までの7件は、令和3年度土佐清水市一般会計歳入歳出決算及び各特別会計の歳入歳出決算の認定についてであります。

議案第60号は、新型コロナウイルス感染症第7波の拡大による患者の救急搬送を行う消防署職員及び感染クラスターの発生リスクが極めて高い介護施設職員に対し、国家公務員と同程度の防疫衛生手当を支給することができるよう、土佐清水市職員特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

議案第61号は、国家公務員退職手当法の改正に伴い、本市の会計年度任用職員にも同様の措置を講ずるため、土佐清水市職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

議案第62号は、地方公務員の育児休業等に関する法律の一部改正に伴い、育児休業の取得制限及び要件の緩和等に関し、職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

議案第63号は、任期付職員の採用に関する規定を整備するほか、議案第62号に関連し、一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

議案第64号は、国家公務員法の一部改正に伴う職員の定年延長等に関し、地方公務員法の一部改正に伴う関係条例の整備に関する条例の制定についてであります。

議案第65号は、三崎上水道施設配水池整備工事について、予定価格1億5,000万円以上

の工事のため、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

なお、本議案は、工期が令和5年3月15日までのため、早期の着手が必要なことから、本日先議をお願いするものであります。

また、議案第60号から議案第63号については、関係法令等の施行に合わせ10月1日からの施行とするため、議案第65号と併せて、本日先議をお願いするものであります。

以上をもちまして、議案提出に当たっての私からの説明を終わります。

なお、詳細につきましては、所管課長から説明をいたしますので、何とぞ御審議の上、適切な議決を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（細川博史君） 以上で、提案理由の説明は終わりました。

お諮りいたします。

ただいまから、予算案及び条例案等に対する内容説明を求めたいと思います。

これに御異議の方はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（細川博史君） 御異議なしと認めます。よって、予算案及び条例案等に対する内容説明を求めることに決しました。

議案第47号「令和4年度土佐清水市一般会計補正予算（第5号）について」及び議案第50号「令和4年度土佐清水市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について」から議案第52号「令和4年度土佐清水市特別養護老人ホームしおさい特別会計補正予算（第1号）について」までの4件について説明を求めます。

企画財政課長。

（企画財政課長 横山英幸君登壇）

○企画財政課長（横山英幸君） おはようございます。

議案第47号、「令和4年度土佐清水市一般会計補正予算（第5号）」について、御説明いたします。

歳出から、説明いたします。

補正予算書の16ページをお願いいたします。

初めに、各目に計上いたしました2節給料のうち、一般職給、3節職員手当等、4節共済費につきましては、21ページの4款1項2目感染症対策費を除き、令和3年度（昨年）の人事院勧告に基づく、議員及び特別職並びに職員の一部の一時金の減額のほか、本年4月の人事異動による、現在の職員配置及び職員数に伴う人件費の補正でありますので、説明は省略させていただきます。

2款1項1目一般管理費、2節給料のうち、特別職給172万5,000円の減額につきましては、さきの6月会議で議決をいただきましたコロナワクチンの不適切な温度管理による市長及び副市長の給料について減額を行うもので、本年7月から9月までの3か月間、市長の給料月額を50%、副市長の給料月額を40%減額するものであります。

2目人事管理費、18節負担金、補助及び交付金、互助会負担金36万1,000円は、会計年度任用職員の共済保険の適用拡大に伴い、増額するものであります。

4目市民センター費、8節旅費、費用弁償（人事係分）11万9,000円は、本年4月の人員配置に基づき、市民センターに配属された会計年度任用職員の通勤手当（交通費）を増額するものであります。

7目企画振興費、18節負担金、補助及び交付金、土佐くろしお鉄道維持対策事業費補助金、513万2,000円は、新型コロナウイルスの感染拡大の影響により、利用者数及び運輸収入が減少している土佐くろしお鉄道に対し、沿線住民の移動及び観光誘客に必要な公共交通機関の維持を図るため、昨年に引き続き、高知県と沿線7市町村が補助を行うものであります。財源につきましては、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を見込んでおります。

17ページをお願いいたします。

2款1項13目財政管理費、24節積立金、1億6,000万円は、地方財政法の規定に基づき、令和3年度決算の実質収支額の2分の1以上を財政調整基金に積み立てるものであります。

2款2項1目賦課徴収費、12節委託料439万8,000円は、令和6年度の固定資産税評価替えに向け、標準宅地の鑑定評価を委託する費用を計上するものであります。

18ページをお願いいたします。

2款6項1目監査委員費につきましては、代表監査委員の交代などに伴い、交通費等を増額するものであります。

19ページをお願いいたします。

3款1項3目老人福祉費、27節繰出金321万8,000円の減額につきましては、特別養護老人ホームしおさい特別会計における人件費補正に伴い、一般会計からの繰出金を減額するものであります。

3款1項7目介護保険対策費、22節償還金、利子及び割引料1万1,000円は、低所得者保険料軽減事業における、令和3年度分の実績確定に伴い、県支出金の精算返還金を計上するものであります。

27節繰出金302万8,000円の減額及び8目社会長寿費、27節繰出金29万8,000円の減額につきましては、介護保険特別会計における人件費補正に伴い、一般会計からの繰出金を減額するものであります。

21ページをお願いいたします。

4款1項1目保健衛生総務費、27節繰出金132万4,000円の減額につきましては、国民健康保険事業特別会計における人件費補正に伴い、一般会計からの繰出金を減額するものであります。

2目感染症対策費には、新型コロナウイルスオミクロン株対応のワクチン接種に要する費用として、総額2,964万9,000円を計上しており、1節報酬から、8節旅費までの計184万2,000円は、会計年度任用職員の継続雇用にかかる人件費及び交通費を計上し、10節需用費及び11節役務費には、ワクチン接種用事務用品の購入費や接種券の送料などを計上しております。

22ページの12節委託料には、ワクチンの接種料や予約システムの運営経費などを計上しております。財源につきましては、全額国庫支出金が充当されることとなっております。

22ページをお願いいたします。

4款1項3目健康増進事業費、27節繰出金71万4,000円の減額につきましては、後期高齢者医療特別会計における人件費補正に伴い、一般会計からの繰出金を減額するものであります。

6目環境衛生費、12節委託料130万円は、現在、指定管理者制度により業務を委託しております市斎場におきまして、コロナの影響に伴い、施設の利用料収入の減に加え、原油価格・物価高騰により運営経費も増加していることから、指定管理料を増額するものであります。

23ページをお願いいたします。

5款1項5目畜産振興費には、長期肥育鳥（あしずりキング）の販路拡大に要する費用として、PR用看板の作成費用や商談会への参加費用など、計25万円を計上しております。財源につきましては、県支出金2分の1を見込んでおります。

5款2項2目林業振興費には、森林環境譲与税を活用して実施する事業の追加及び拡充に要する費用を計上しており、10節需用費31万2,000円、24ページの13節使用料及び賃借料75万6,000円、17節備品購入費34万3,000円の計141万1,000円は、森林を守る担い手育成研修をさらに充実させるため、研修用資機材の購入のほか、研修で必要となるレンタル機械類（重機等）を拡充する費用を計上しております。

同じく、24ページの12節委託料358万円は、森林経営管理制度に基づく意向調査及び測量調査が完了した未整備森林の整備を行う費用を計上するものであります。財源につきましては、森林環境譲与税のほか、森林環境整備促進基金からの繰入金の充当を見込んでおります。詳細につきましては、「予算審議における事業説明書」1ページを御参照願います。

24節積立金350万8,000円の減額につきましては、今回の事業費（歳出）増に伴い、

基金への積立金を減額するものであります。

5款3項1目水産業総務費、11節役務費16万5,000円と、14節工事請負費のうち、浦尻冷凍保管施設防音対策工事1,122万円につきましては、メジカ産業再生プロジェクト事業により整備した浦尻冷凍保管施設による、近隣住民への防音対策にかかる工事費と、工事後の騒音調査費用を計上するものであります。

12節委託料33万円と、14節工事請負費のうち、共同加工施設脱臭装置設置工事2,882万円につきましても、メジカ産業再生プロジェクト事業により整備した共同加工施設による、近隣住民への臭気対策として、脱臭機を設置するための設計監理費と工事費を計上するものであります。

同じく、14節工事請負費のうち、地域食材供給拠点施設改修工事66万円は、足摺黒潮市場の改修費用を計上するものであります。

25ページをお願いいたします。

同じく、5款3項1目水産業総務費、18節負担金、補助及び交付金、沿岸漁業設備投資促進事業費補助金49万5,000円は、漁業者の経営安定・効率化を図るため、漁業者が新たに導入する漁船エンジンの購入に対する補助を行うものであります。

5款3項3目漁港建設費、11節役務費10万円は、漂流物の処理手数料を計上するものであります。

12節委託料55万円は、小浜漁港に放置されている廃船処理にかかる費用を計上するものであります。財源につきましては、県支出金2分の1を見込んでおります。

6款1項3目観光振興費、10節需用費3万6,000円、26ページの12節委託料136万8,000円、18節負担金、補助及び交付金36万3,000円の計176万7,000円は、来年4月から放映が始まるNHK連続テレビ小説「らんまん」に合わせ、高知県内で開催される博覧会に向け、観光誘客促進を図るため、「足摺半島の花と食を楽しむツアー造成事業」として、草花に関するガイドの養成や観光案内板の改修などを実施する費用を計上するものであります。財源につきましては、県支出金を見込んでおります。詳細につきましては、「予算審議における事業説明書」2ページを御参照願います。

同じく、26ページの6款1項3目観光振興費、14節工事請負費1,368万9,000円は、当初予算に計上している「ぐるっと竜串ウエストパーク整備工事」におきまして、建築資材の高騰により、工事費に不足が生じたことに伴い、増額するものであります。財源につきましては、県支出金2分の1を見込んでおります。

4目観光商工施設費、10節需用費370万円は、公衆トイレや市営駐車場など観光施設の維持修繕にかかる費用を計上するものであります。

12節委託料170万円は、足摺テルメ敷地内の支障木伐採費用として、15万9,000円と、足摺テルメ建物の登記にかかる費用として、154万1,000円を計上するものであります。

14節工事請負費のうち、足摺テルメ改修工事2,336万8,000円は、主に、日帰り温泉再開に向け、温浴棟の改修を実施する費用を計上するものであります。財源につきましては、観光庁の補助事業を管理する民間企業からの補助金を見込んでおります。

同じく、14節工事請負費には、爪白キャンプ場のフリーサイトエリアにWi-Fi環境を整備する費用として、115万4,000円、ジョン万次郎資料館で使用しているプロジェクターレンズの取替費用として、59万4,000円を計上しております。

5目ジオパーク推進費、18節負担金、補助及び交付金、土佐清水ジオパーク推進協議会補助金273万6,000円は、来年4月から放映が始まるNHK連続テレビ小説「らんまん」に合わせ、高知県内で開催される博覧会に向け、観光誘客促進を図るため、「足摺岬白山洞門遊歩道活用事業」として、草花に関するジオガイドの養成やガイドツアーの造成のほか、ガイドマップや誘導看板の作成などを実施する費用を計上するものであります。財源につきましては、県支出金を見込んでおります。詳細につきましては、「予算審議における事業説明書」3ページを御参照願います。

28ページをお願いいたします。

7款5項1目住宅管理費、10節需用費315万円は、市営住宅の維持修繕に要する費用を増額するものであります。

8款1項3目非常備消防費、7節報償費30万円は、本年5月末及び6月末で早期退職した消防団員2名の退職報償金を計上するものであります。

4目消防施設費、10節需用費141万6,000円は、消防署内及び消防屯所の修繕費用を計上するものであります。

14節工事請負費802万7,000円は、当初予算に計上している「津呂地区消防屯所移転工事」におきまして、建築資材の高騰により、工事費に不足が生じたことに伴い、増額するものであります。

6目災害対策費、11節役務費36万円は、防災行政無線の難聴地域で、戸別受信機により、放送を受信している世帯におきまして、受信状況を良好にするため、屋外アンテナを設置する費用を計上するものであります。

29ページをお願いいたします。

同じく、8款1項6目災害対策費、17節備品購入費97万1,000円は、重度の聴覚障害者に対する防災行政無線の情報伝達手段として、腕時計式型の受信機を購入する費用を計上す

るものであります。財源につきましては、県支出金2分の1を見込んでおります。詳細につきましては、「予算審議における事業説明書」4ページを御参照願います。

次に、歳入について、説明いたします。

13ページをお願いいたします。

2款4項1目森林環境譲与税につきましては、県から示された最新の見込みに基づき、減額するものであります。

14款1項国庫負担金から、14ページの15款2項県補助金及び20款4項雑入につきましては、歳出予算の財源といたしまして、その補助率等に基づき計上しております。

14ページをお願いいたします。

18款1項15目森林環境整備促進基金繰入金270万8,000円は、森林環境譲与税を活用して実施する事業の財源不足分を、森林環境整備促進基金から、繰り入れるものであります。

19款1項1目繰越金1億6,912万4,000円は、今回の補正予算に要する一般財源の不足分として計上するものであります。

15ページをお願いいたします。

21款1項10目臨時財政対策債につきましては、本年度の額が確定したことに伴い、減額するものであります。

9ページをお願いいたします。

第2表地方債補正につきましては、当該補正予算に関連して、既定の地方債の借入限度額を変更するものであります。

1ページをお願いいたします。

以上によりまして、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2億602万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額は101億1,039万7,000円となります。

以上で、令和4年度土佐清水市一般会計補正予算（第5号）の説明を終わります。

次に、議案第50号、「令和4年度土佐清水市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）」について、御説明いたします。

歳入歳出一括して、説明いたします。

補正予算書の6ページから7ページをお願いいたします。

歳出1款1項1目一般管理費、3節職員手当等、4節共済費の計71万4,000円の減額、及び歳入4款1項3目その他一般会計繰入金71万4,000円の減額は、令和3年度の人事院勧告及び本年4月の人事異動による、現在の職員配置に伴い、人件費を減額するものであります。

1ページをお願いいたします。

以上によりまして、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ71万4,000円を減額し、歳入歳出予算の総額は3億1,975万1,000円となります。

以上で、令和4年度土佐清水市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）の説明を終わります。

次に、議案第51号、「令和4年度土佐清水市再生可能エネルギー事業特別会計補正予算（第1号）」について、御説明いたします。

歳入歳出一括して、説明いたします。

補正予算書の6ページから7ページをお願いいたします。

歳出1款1項1目一般管理費、2節給料から、4節共済費の計140万7,000円の減額は、令和3年度の人事院勧告及び本年4月の人事異動による、現在の職員配置に伴い、人件費を減額するもので、歳入3款1項1目売電収入140万7,000円の減額により、歳出予算の減額調整を行っております。

1ページをお願いいたします。

以上によりまして、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ140万7,000円を減額し、歳入歳出予算の総額は1億232万3,000円となります。

以上で、令和4年度土佐清水市再生可能エネルギー事業特別会計補正予算（第1号）の説明を終わります。

次に、議案第52号、「令和4年度土佐清水市特別養護老人ホームしおさい特別会計補正予算（第1号）」について、御説明いたします。

歳入歳出一括して、説明いたします。

補正予算書の6ページから7ページをお願いいたします。

歳出1款1項1目施設介護サービス管理費、2節給料から4節共済費までの計483万1,000円の減額、3款1項1目短期入所生活介護事業費、3節職員手当等、4節共済費の計46万6,000円の減額は、令和3年度の人事院勧告及び本年4月の人事異動による、現在の職員配置等に伴い、人件費を補正するものであります。

歳入1款1項1目施設介護サービス費収入207万9,000円の減額、6款1項2目一般会計繰入金321万8,000円の減額につきましては、今回の歳出予算に伴う減額調整を行うものであります。

1ページをお願いいたします。

以上によりまして、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ529万7,000円を減額し、歳入歳出予算の総額は4億1,333万3,000円となります。

以上で、令和4年度土佐清水市特別養護老人ホームしおさい特別会計補正予算（第1号）の

説明を終わります。

以上、私からの説明を終わります。御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長（細川博史君） 次に、議案第48号「令和4年度土佐清水市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）について」、説明を求めます。

市民課長。

（市民課長 岡田旭生君登壇）

○市民課長（岡田旭生君） おはようございます。それでは、議案第48号「令和4年度土佐清水市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）」について御説明いたします。

歳出から御説明いたします。

補正予算書の9ページをお願いいたします。

1款1項1目一般管理費、2節給料52万6,000円、3節職員手当等69万1,000円、4節共済費10万7,000円を合わせました人件費132万4,000円の減額につきましては、今年4月の人事異動及び令和3年度の人事院勧告に伴い減額するものであります。

12節委託料16万5,000円につきましては、令和4年度から導入されました未就学児に係る国民健康保険税の均等割額の減額措置を行うための自庁システム改修費用を計上するものであります。

続いて歳入を御説明いたします。

8ページをお願いいたします。

4款1項1目2節保険給付費等交付金（特別交付金）16万5,000円につきましては、先に歳出で御説明いたしました、システム改修委託料に対する財政支援として特別調整交付金が高知県より同額交付されることに伴い計上いたしました。

6款1項1目一般会計繰入金、3節職員給与費等繰入金132万4,000円は、歳出で御説明いたしました人件費の減額によるものです。

1ページをお願いいたします。

以上によりまして、既定の予算総額に歳入・歳出それぞれ1億1,590,000円を減額し、予算総額は歳入・歳出それぞれ2億1,755万5,000円となります。

以上で、「令和4年度土佐清水市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）」の説明を終わります。

御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（細川博史君） 次に、議案第49号「令和4年度土佐清水市介護保険特別会計補正予算（第1号）について」、説明を求めます。

健康推進課長。

(健康推進課長 山下 育君登壇)

○健康推進課長(山下 育君) 議案第49号「令和4年度土佐清水市介護保険特別会計補正予算(第1号)」について、説明いたします。

補正予算書の9ページをお願いいたします。

歳出から説明いたします。

1款1項1目一般管理費の252万4,000円の減額と、1款3項2目認定調査等費の50万4,000円の減額、4款2項1目一般介護予防事業費の29万8,000円の減額は、令和3年度人事院勧告と4月の異動等に伴う人件費を補正計上するものです。

10ページをお願いいたします。

6款1項3目22節償還金、利子及び割引料3,190万9,000円は、令和3年度介護給付費の確定により、既に交付されている介護給付費負担金との差額及び令和3年度事業費の確定により、既に交付されている地域支援事業交付金、介護保険料の減免措置に対する災害等臨時特別補助金との差額を、国、県へ返還するものです。

次に、8ページ歳入をお願いいたします。

4款1項1目介護給付費交付金、1節現年度分2,045万4,000円の減額と、4款1項2目地域支援事業支援交付金、1節現年度分223万1,000円の減額は、令和3年度介護給付費及び事業費の確定により、既に交付されている支払基金からの介護給付費交付金及び地域支援事業支援交付金との差額を、今年度の交付金で調整するため減額するものです。

7款1項2目地域支援事業繰入金(介護予防・日常生活支援総合事業)29万8,000円の減額と、7款1項5目その他一般会計繰入金302万8,000円の減額は、職員人件費の減額によるものです。

8款1項1目繰越金5,459万4,000円は、令和3年度介護給付費の確定及び令和3年度地域支援事業費の確定等により、その差額をそれぞれ国、県へ返還するなどのため、令和3年度繰越金を計上したものです。

1ページをお願いいたします。

既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ、2,858万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ21億1,427万2,000円となります。

以上、議案第49号「令和4年度土佐清水市介護保険特別会計補正予算(第1号)」についての説明を終わります。

御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長(細川博史君) 次に、報告第9号「専決処分した事件の報告について(半島振興対策実施地域における固定資産税の不均一課税に関する条例の一部を改正する条例の制定につい

て)」から報告第11号「専決処分した事件の報告について（和解及び損害賠償額の決定について）」までの報告3件及び議案第60号「土佐清水市職員特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例の制定について」から議案第65号「工事請負契約の締結について」までの議案6件、計9件について説明を求めます。

総務課長。

（総務課長 窪内研介君登壇）

○総務課長（窪内研介君） 今会議に、御提案申し上げました各案件につきまして、議案つづりにより、御説明いたします。

議案つづりをお願いいたします。

報告第9号「専決処分した事件の報告について（半島振興対策実施地域における固定資産税の不均一課税に関する条例の一部を改正する条例の制定について）」議案つづり1ページから2ページまでです。

本件は、半島振興法第17条の地方税の不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令において引用する租税特別措置法及び租税特別措置法施行令の規定の条項ずれの改正が行われました。このため、これを引用する本条例においても、条項ずれに対応する改正が必要となり、市長の専決処分事項の指定について第4号の規定により、8月31日に専決処分をいたしましたので、報告するものであります。

報告第10号「専決処分した事件の報告について（土佐清水市過疎地域における固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例の制定について）」議案つづり3ページから4ページまでです。

本件は、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法第24条の地方税の課税免除又は不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令において引用する租税特別措置法及び租税特別措置法施行令の規定の条項ずれの改正が行われました。このため、これを引用する本条例においても、条項ずれに対応する改正が必要となり、市長の専決処分事項の指定について第4号の規定により、8月31日に専決処分をいたしましたので、報告するものであります。

報告第11号「専決処分した事件の報告について（和解及び損害賠償額の決定について）」議案つづり5ページから6ページまでです。

本件は、6月19日の益野部消防団による訓練終了後、使用したホースをホース乾燥塔に干していたところ、6月24日の強風にあおられ、固定したロープが緩んだことにより、ホースの金具が近くに駐車していた車両に当たり車体に損傷を与えました。このため、損害賠償金26万5,771円を相手方に支払うことで示談が整い、市長の専決処分事項の指定について第1号の規定により、8月2日専決処分いたしましたので、報告するものであります。

議案第60号「土佐清水市職員特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例の制定について」議案つづり20ページから21ページまでです。

本案は、新型コロナウイルス感染症により生じた事態に対処するため、感染のリスクに加え、極めて緊迫した状況の中で業務に当たる職員（消防職員・しおさい職員）に対し、国家公務員と同程度の防疫衛生手当を支給することができるよう防疫衛生手当の特例を設けるものであります。

現行は、1日につき1,000円ですが、業務に応じ500円から4,000円とするものであります。

なお、同じ日になされた業務が重複する場合は、支給額が多い手当のみ支給することとしております。

議案第61号「土佐清水市職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例の制定について」議案つづり22ページから23ページまでです。

本案は、非常勤職員に対する国家公務員退職手当法の適用の要件が本年10月1日から緩和されることを受け、本市の会計年度任用職員に同様の措置を講ずるため、必要な改正を行うものであります。

職員以外の者が条例の適用を受ける要件として、常勤職員の勤務時間以上勤務した日が「18日以上」とされているものを、「1月の日数が20日に満たない場合は、18日から20日と当該日数との差額を減じた日数」とするものであります。

議案第62号「職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について」議案つづり24ページから32ページまでです。

本案は、地方公務員の育児休業等に関する法律の一部改正に伴い必要な改正を行うものであります。

妊娠・出産・育児等と仕事の両立支援に関しては、令和3年8月10日に人事院が行った、国家公務員に係る「妊娠・出産・育児等と仕事の両立支援のために講じる措置」が明らかにされており、地方公務員の勤務時間・休暇その他の勤務条件についても国家公務員の措置との権衡を踏まえることが求められております。

本条例では、「育児休業の取得回数の制限の緩和」、「非常勤の職員の子の出生後、8週間以内の育児休業の取得要件の緩和」、また「非常勤職員の子が1歳以降の育児休業の取得の柔軟化」として、非常勤職員の育児休業の対象期間の上限を1歳6か月とする要件について、夫婦交代での取得や、特別の事情がある場合の柔軟な取得を可能とするための規定を整備するものであります。

議案第63号「一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例の制定について」議案つづり33ページから35ページまでです。

本案は、一定の期間内に業務が終了することが見込まれる業務、一定の期間内に業務量の増加が見込まれる業務に任期を定めて職員を採用することができる規定を設けるものであります。

職員が介護休暇または育児短時間勤務を行う場合、業務の円滑な執行体制を確保するとともに、仕事と家庭の両立を支援するため、その代替措置として、任期を定めて短時間勤務職員を採用する規定を設けるものであります。

条例中、育児休業に関する条文があり、職員の育児休業条例の一部を改正する条例の施行日と合わせて、施行日を本年10月1日とするものであります。

議案第64号「地方公務員法の一部改正に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について」議案つづり36ページから61ページまでです。

本案は、国家公務員法の一部改正に伴い、国家公務員の定年が令和5年度から2年に一度ずつ65歳まで段階的に引き上げられるとともに、管理監督職勤務上限年齢制（役職定年）等の制度が設けられることとなりました。国家公務員と同様の措置を講じるため、令和3年6月11日付で地方公務員法が一部改正されたことから、本市においても、関係条例を改廃することとするものであります。

主な改正事項として、第1条による改正として、土佐清水市職員の定年等に関する条例において、令和5年度から2年ごとに定年年齢の引上げに関する規定の整備を行うもので、令和13年度に定年年齢は65歳となります。

管理監督職勤務上限年齢（役職定年制）に関する規定の整備として、管理監督職勤務上限年齢（原則60歳）に達した管理監督職（課長級・保育園長）の職員については、翌年4月1日までに、管理監督職以外の職のうち、できる限り上位の職に降任する規定を設ける。また、必要がある場合は、引き続き管理監督職として勤務できる規定を設けるなどの規定を整備するものであります。

また、第2条による改正として、土佐清水市一般職の職員の給与に関する条例において、60歳に達した日後の最初の4月1日以降の給料月額を60歳時点の給料月額の7割水準とする規定の整備及び役職定年制による異動に伴い降任した職員の給料月額は、管理監督職として受けていた給料月額の7割水準が支給される規定を整備するものであります。

また、第5条による改正として、土佐清水市職員の退職手当に関する条例において、61歳となる年度以後に給料月額が減額（7割水準）となるため、退職手当の基本額の計算は、最も高かった給料月額を基礎とする特例（ピーク時特例）の適用対象とする規定を設けるものであります。

この他、関係条例において、地方公務員法の一部改正により、引用する条項の修正、字句の修正を行うなどの改正を行うものであります。

議案第65号「工事請負契約の締結について」議案つづり62ページです。

本案は、三崎上水道施設配水池整備工事について、8月17日、指名競争入札を実施し、福山水道工事有限会社が落札し、8月24日、請負金額2億1,835万円で仮契約を締結いたしました。予定価格1億5,000万円以上の工事のため、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により議会の議決を求めるものであります。

以上につきまして、御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長（細川博史君） 以上で、予算案及び条例案等に対する内容説明は終わります。

日程第5「陳情の付託について」を議題といたします。

本日までに受理した陳情は、お手元に配付しております陳情付託表のとおり、所管の委員会に付託いたします。

なお、付託した陳情につきましては、審議期間中に審議を願い、最終日までに結論を出すよう申し添えておきます。

次に、ただいま議題となっております案件中、議案第60号「土佐清水市職員特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例の制定について」から議案第63号「一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例の制定について」及び議案第65号「工事請負契約の締結について」の議案5件は、過日、先議願いたい旨、執行部から要請がありました。

9月20日開催の議会運営委員会で、その取扱いについて協議した結果、本日先議することとなりました。

お諮りいたします。

先議することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（細川博史君） 御異議なしと認めます。

よって、議案第60号から議案第63号及び議案第65号の議案5件は先議することに決しました。

議案第60号「土佐清水市職員特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例の制定について」から議案第63号「一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例の制定について」及び議案第65号「工事請負契約の締結について」の議案5件を先議いたします。

ただいまから質疑に入ります。

ただいまのところ通告による質疑はございません。

この際、各位にお願いいたします。

議案第60号から議案第63号及び議案第65号の議案5件は、所管の委員会に付託し、審

議を願うこととなっております。この点十分お含みおきの上、委員会審議を質疑されますよう特にお願いしたいと思います。

質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第60号から議案第63号及び議案第65号の議案5件は、お手元に配付しております議案付託表のとおり各委員会に付託いたします。

なお、各委員会は、本日中に審議を終了されますよう特に配慮をお願いいたします。

この後、直ちに総務文教常任委員会を開催し、終了後、産業厚生常任委員会を開催願います。

この際、暫時休憩いたします。予定といたしましては午後2時30分をめぐりに再開いたします。よろしくをお願いいたします。

午前11時19分 休 憩

午後 2時30分 再 開

○議長（細川博史君） 休憩前に続いて、会議を開きます。

ただいまから、各委員会の審査結果について、委員長の報告を求めます。

総務文教常任委員会委員長、新谷英生君。

（総務文教常任委員長 新谷英生君登壇）

○総務文教常任委員長（新谷英生君） 総務文教常任委員会審査結果の概要と結果報告、当委員会に付託を受けました事件について、その審査と概要と結果について報告いたします。

1、議案第60号「土佐清水市職員特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例の制定について」

執行部の説明によりますと、新型コロナウイルスの感染症の拡大を受け、職員、主に消防職員、しおさい職員が市民等の生命及び健康を保護するため業務に従事したときは、特例による防疫衛生手当を支給する規定を整備するものとのことであり、現行は1日につき1,000円であるが、業務の内容に応じて500円から4,000円までを規定している。具体的には、患者等の身体に接触して行う業務は1回につき4,000円、患者等を搬送する業務は1回につき2,000円、病原体が付着した物件を処理する、防護服を脱がせる業務は1回につき500円としている。

なお、同じ日になされた業務が重複する場合は、支給額は多い手当のみ支給することとしていることとあります。

委員から、業務の1回につきとの考え方はどういうことかとの質疑があり、執行部の説明によりますと、しおさい職員は交代で勤務をしているので、勤務1回につき4,000円と規定している。

委員から、対象になる職員については主に消防職員、しおさい職員とあるが、「主に」とい

うのは、ほかにも想定しているのかとの質疑に対し、執行部から、場合によっては、保健師などが要請により業務に従事することを想定しているとの説明があり、了承いたしました。

2、議案第61号「土佐清水市職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例の制定について」、議案第62号「職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について」、議案第63号「一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例の制定について」以上3件につきましては、特に意見もなく了承いたしました。

以上のとおり、当委員会が付託を受けました事件について、採決の結果、全会一致によりそれぞれの原案のとおり可決いたしました。

○議長（細川博史君） 次に、産業厚生常任委員会委員長、山崎誠一君。

（産業厚生常任委員長 山崎誠一君登壇）

○産業厚生常任委員長（山崎誠一君） 産業厚生常任委員会審査経過の概要と経過を報告させていただきます。

当委員会に付託を受けました事件について、その審査の結果概要と結果について報告いたします。

1、議案第65号「工事請負契約の締結について」。

執行部の説明によりますと、三崎上水道施設配水池整備工事について令和4年8月17日に実施した指名競争入札の結果、2億1,835万円で福山水道工事有限会社が落札したことから、予定価格1億5,000万円以上の工事請負契約となるため、地方自治法第96条第1項第5号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条に基づいて議会の議決を求めるものとのこととあります。

委員から、配水池を建設する理由や経過はとの質疑があり、執行部の説明によりますと、既存の施設が昭和50年頃に建設されたものであり、老朽化したことによる施設の更新とのことで、平成29年から事業を行っているとのこととあります。

委員から、新たな配水池の建設に当たって、容量について何か基準があるかとの質疑に対し、執行部の説明によりますと、水道施設設計指針があり、規模に応じた基準に基づいて設計を行ったとの説明があり、了承いたしました。

以上のとおり、当委員会が付託を受けました事件について、採決の結果、全会一致により原案のとおり可決いたしました。

以上報告いたします。

○議長（細川博史君） 以上、各委員会の審査結果の報告は終わりました。

ただいまから、委員長報告に対する質疑に入ります。

総務文教常任委員会委員長は委員長席に御着席願います。

総務文教常任委員会委員長の報告に対する質疑に入ります。
質疑の方はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(細川博史君) 質疑なしと認めます。

以上で、質疑を終わります。

委員長は自席にお戻り願います。

次に、産業厚生常任委員会委員長は、委員長席に御着席願います。

産業厚生常任委員会委員長の報告に対する質疑に入ります。

質疑の方はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(細川博史君) 質疑なしと認めます。

以上で、質疑を終わります。

委員長は自席にお戻り願います。

以上で、委員長報告に対する質疑を終わります。

ただいまから、討論に入ります。

討論の方はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(細川博史君) 討論なしと認めます。

討論を終わります。

ただいまから採決に入ります。

議案第60号「土佐清水市職員特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方は、御起立願います。

(賛成者起立)

○議長(細川博史君) 起立全員であります。

よって、議案第60号は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第61号「土佐清水市職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方は、御起立願います。

(賛成者起立)

○議長（細川博史君） 起立全員であります。

よって、議案第61号は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第62号「職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方は、御起立願います。

（賛成者起立）

○議長（細川博史君） 起立全員であります。

よって、議案第62号は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第63号「一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方は、御起立願います。

（賛成者起立）

○議長（細川博史君） 起立全員であります。

よって、議案第63号は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第65号「工事請負契約の締結について」を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方は、御起立願います。

（賛成者起立）

○議長（細川博史君） 起立全員であります。

よって、議案第65号は、原案のとおり可決されました。

以上で、本日の日程は全て終了いたしました。

次の本会議は10月3日午前10時に再開いたします。

なお、質疑及び一般質問の通告の期限は、9月28日午前11時でありますので、念のため申し添えておきます。

本日の会議は、これをもって散会いたします。お疲れさまでございました。

午後 2時43分 散 会